

報告事項イ

鳥取県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の廃止及び鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部改正について

鳥取県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の廃止及び鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部改正について、教育長の臨時代理により決定しましたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第2項の規定により別紙のとおり報告します。

令和4年7月20日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹



教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）が令和4年5月11日に成立し、令和4年7月1日に教員免許更新制が廃止されることとなったことから、県教育委員会関係例規の廃止及び一部改正を行うもの。

（5月11日改正法成立、6月21日文科科学省令改正となり、関係規則の改正作業に時間を要し、6月定例教育委員会に間に合わなかったため、教育長臨時代理（令和4年6月29日）により対応）

**【廃止】**

○鳥取県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則

**【一部改正】**

○鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則

**【その他】**

○鳥取県手数料徴収条例（一部改正）

○鳥取県附属機関条例（一部改正）

**1 改正法の概要**

教員の資質向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備（令和5年度施行）し、免許状の更新制に関する規定を削除（令和4年7月1日施行）する。

**2 関係規定の改正概要**

**(1) 鳥取県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則**

教員免許更新制の廃止に伴い、免許更新の申請手続き等を定めた本規則を廃止する。

**(2) 鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則**

普通免許状の授与申請時の提出書類のうち、必要単位等の資格取得から10年以上経過した者等に提出を求めている免許状更新講習修了証明書に関する規定を削除する。

また、改正前の教育職員免許法第9条に規定する有効期間の満了（新免許の場合）又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条に規定する修了確認期限の経過（旧免許の場合）により免許状が失効した者の再授与の際の添付書類を軽減する。

<参考>

**(1) 鳥取県手数料徴収条例（会計指導課へ改正依頼済み）**

次の申請手数料に係る規定を削除する。

手数料区分（新免許状／旧免許状）	1件当たり 金額	年間件数 (R3)
有効期間の更新申請／更新講習の修了確認申請	3,300円	424
有効期間延長申請／修了確認期限延期申請	2,300円	32
更新講習免除申請	3,300円	76
旧免許状所持者に係る回復申請（休眠免許状分）	3,300円	53
合計		585

※R3 上記手数料収入は1,898千円程度(R4当初予算ベース：2,341千円)

**(2) 鳥取県附属機関条例（人事企画課へ改正依頼済み）**

教員免許更新制の廃止に伴い、鳥取県特別免許状教育職員検定審査委員会の根拠条文の条ずれが発生することから、当該部分を改正。

**3 スケジュール**

令和4年2月25日 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案閣議決定

5月11日 改正法成立

18日 文科科学省令改正に向けたパブリックコメント開始（6/6まで）

6月21日 文科科学省令改正

～30日 条例改正に係る知事専決処分、教育長臨時代理（令和4年6月29日）→公布

7月1日 免許更新制廃止、県関係規定の改正施行

20日 定例教育委員会報告

（令和5年4月1日 新たな研修制度施行）

鳥取県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則を廃止する規則

鳥取県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成21年鳥取県教育委員会規則第2号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則（昭和43年鳥取県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(普通免許状の授与の出願)</p> <p>第2条 普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願（様式第1号）に、次の表の左欄に掲げる免許状の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類、宣誓書（様式第2号）及び現に有する免許状の写し又は免許状授与（交付）証明書を添えて鳥取県教育委員会（以下「授与権者」という。）に提出しなければならない。</p>		<p>(普通免許状の授与の出願)</p> <p>第2条 普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願（様式第1号）に、次の表の左欄に掲げる免許状の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類、宣誓書（様式第2号）及び現に有する免許状の写し又は免許状授与（交付）証明書を添えて鳥取県教育委員会（以下「授与権者」という。）に提出しなければならない。<u>ただし、教育職員検定に合格した者が普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては、同欄に掲げる書類は添付することを要しない。</u></p>	
1 免許 法第5 条第1 項の規 定によ る普通 免許状	ア～エ 略	1 免許 法第5 条第1 項又は 第2項 の規定 による 普通免 許状	ア～エ 略 <u>オ 当該普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者（教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号。以下「平成19年改正法」という。）附則第2条第1項に規定する旧免許状所持者（以下「旧免許状所持者」という。）を除く。）にあつては、免許法第7条第4項に規定する証明書（以下「免許状更新講習（修了）（履修）証明書」という。）</u> <u>カ 有効期間の満了により免許状が失効した者にあつては、失効した免許状</u>
	<u>オ 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）による改正前の教育職員免許法第9条に規定する有効期間の満了又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条に規定する修了確認期限の経過により普通免許状が失効した者（以下「満了失効者」という。）にあつては、失効した免許状</u>		

<p>2 免許 法第16 条第1 項の規 定によ る普通 免許状</p>	<p>ア 略 イ <u>満了失効者にあつては、失効した免許状</u></p>	<p>2 免許 法第16 条の2 第1項 の規定 による 普通免 許状</p> <p>ア 略 イ <u>当該普通免許状に係る免許法第16条の2第1項に規定する教員資格認定試験（以下「教員資格認定試験」という。）に合格した日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者（旧免許状所持者を除く。）にあつては、免許状更新講習（修了）（履修）証明書</u></p>
<p>3 免許 法第16 条の3 第2項 の規定 による 中学校 教諭又 は高等 学校教 諭の普 通免許 状</p>	<p>ア・イ 略 ウ <u>満了失効者にあつては、失効した免許状</u></p>	<p>3 免許 法第16 条の3 第2項 の規定 による 中学校 教諭又 は高等 学校教 諭の普 通免許 状</p> <p>ア・イ 略 ウ <u>教員資格認定試験に合格した日又は免許法第16条の3第2項の文部科学省令で定める資格を有することとなった日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者（旧免許状所持者を除く。）にあつては、免許状更新講習（修了）（履修）証明書</u></p>
<p>4 免許 法第16 条の4 第3項 の規定 による 高等学 校教諭 の1種 免許状</p>	<p>ア 略 イ <u>満了失効者にあつては、失効した免許状</u></p>	<p>4 免許 法第16 条の4 第3項 の規定 による 高等学 校教諭 の1種 免許状</p> <p>ア 略 イ <u>教員資格認定試験に合格した日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者にあつては、免許状更新講習（修了）（履修）証明書</u></p>
<p>5 免許 法第17 条の規 定によ る特別 支援学 校にお いて専 ら自立 教科等 の教授</p>	<p>ア・イ 略 ウ <u>満了失効者にあつては、失効した免許状</u></p>	<p>5 免許 法第17 条第1 項の規 定によ る特別 支援学 校にお いて専 ら自立 教科等</p> <p>ア・イ 略 ウ <u>教員資格認定試験に合格した日又は免許法第17条第1項の文部科学省令で定める資格を有することとなった日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者にあつては、免許状更新講習（修了）（履修）証明書</u></p>

を担任する教員の普通免許状		の教授を担任する教員の普通免許状	
6 免許法附則第8項の規定による高等学校教諭の工業の教科についての1種免許状	ア 略 イ <u>満了失効者にあつては、失効した免許状</u>	6 免許法附則第8項の規定による高等学校教諭の工業の教科についての1種免許状	ア 略 イ <u>旧免許状所持者以外の者にあつては、免許状更新講習（修了）（履修）証明書</u>
7 免許法附則第11項の規定による養護教諭の2種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての2種免許状	ア 略 イ <u>満了失効者にあつては、失効した免許状</u>	7 免許法附則第11項の規定による養護教諭の2種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての2種免許状	ア 略 イ <u>旧免許状所持者以外の者にあつては、免許状更新講習（修了）（履修）証明書</u>
略		略	
<p>2. <u>前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める書類の添付を要しないものとする。</u></p> <p>(1) <u>教育職員検定に合格した者が普通免許状の授与を受けようとする場合</u> <u>前項の表の右欄に掲げる書類</u></p> <p>(2) <u>満了失効者が免許状（前項の表1の項に掲げる普通免許状に限る。）の再授与を受けようとする</u></p>			

<p>る場合 <u>同表の右欄アからエまでに掲げる書類</u>  <u>(3) 満了失効者が免許状(前項の表6の項及び7</u>  <u>の項に掲げる普通免許状に限る。)</u>の再授与を受  <u>けようとする場合 同表の右欄アに掲げる書類</u></p> <p>(特別免許状の授与の出願)</p> <p>第3条 免許法第5条第2項の規定により特別免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願に、特別免許状教育職員検定合格書(様式第2号の2)の写し及び宣誓書、現に有する免許状の写し又は免許状授与(交付)証明書を添えて授与権者に提出しなければならない。</p> <p>(臨時免許状の授与の出願)</p> <p>第4条 免許法第5条第5項の規定により臨時免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願に宣誓書を添えて、授与権者(勤務する学校が市町村(市町村の組合を含む。以下同じ。))の設置する学校である場合にあっては、当該学校を所管する教育委員会)に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、免許法第17条第1項の規定により臨時免許状の授与を受けようとする者について準用する。この場合においては、<u>第2条第1項の表5の項ア及びイに掲げる書類を併せて添付しなければならない。</u></p> <p>(普通免許状に係る教育職員検定の出願)</p> <p>第7条 普通免許状に係る教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願(様式第3号)に、次の表の左欄に掲げる教育職員検定の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。</p>	<p>(特別免許状の授与の出願)</p> <p>第3条 免許法第5条第3項の規定により特別免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願に、特別免許状教育職員検定合格書(様式第2号の2)の写し及び宣誓書、現に有する免許状の写し又は免許状授与(交付)証明書を添えて授与権者に提出しなければならない。</p> <p>(臨時免許状の授与の出願)</p> <p>第4条 免許法第5条第6項の規定により臨時免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願に宣誓書を添えて、授与権者(勤務する学校が市町村(市町村の組合を含む。以下同じ。))の設置する学校である場合にあっては、当該学校を所管する教育委員会)に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、免許法第17条第1項の規定により臨時免許状の授与を受けようとする者について準用する。この場合においては、<u>第2条の表第5号ア及びイに掲げる書類を併せて添付しなければならない。</u></p> <p>(普通免許状に係る教育職員検定の出願)</p> <p>第7条 普通免許状に係る教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願(様式第3号)に、次の表の左欄に掲げる教育職員検定の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類及び当該普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者(旧免許状所持者を除く。)にあっては、<u>免許状更新講習(修了)(履修)証明書を添えて授与権者に提出しなければならない。</u></p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>(特別免許状及び臨時免許状の様式)</p> <p>第27条 免許法第5条第2項の規定により授与する特別免許状は、(教育職員)特別免許状(様式第21号の2)とする。</p> <p>2 免許法第5条第5項又は施行法第1条若しくは第2条の規定により授与し、又は交付する臨時免許状</p>	<p>(特別免許状及び臨時免許状の様式)</p> <p>第27条 免許法第5条第3項の規定により授与する特別免許状は、(教育職員)特別免許状(様式第21号の2)とする。</p> <p>2 免許法第5条第6項又は施行法第1条若しくは第2条の規定により授与し、又は交付する臨時免許状</p>

は、（教育職員）助教諭免許状（様式第22号）とする。

様式第2号の2（第3条、第10条関係）

特別免許状教育職員検定合格書

本籍都道府県名  
現住所  
氏名  
年 月 日生

頭書の者は、教育職員免許法第5条第2項に規定する特別免許状に係る教育職員検定に合格した者である。

年 月 日

鳥取県教育委員会 印

は、（教育職員）助教諭免許状（様式第22号）とする。

様式第2号の2（第3条、第10条関係）

特別免許状教育職員検定合格書

本籍都道府県名  
現住所  
氏名  
年 月 日生

頭書の者は、教育職員免許法第5条第3項に規定する特別免許状に係る教育職員検定に合格した者である。

年 月 日

鳥取県教育委員会 印

様式第21号の2（第27条関係）

（教育職員）特別免許状  
本籍（都道府県名）  
（氏）  
名  
年 月 日生

右の者に教育職員免許法第5条第二項の定めるところにより左記の（教科）（事項）について（教育職員）特別免許状を授与する

記  
年 月 日

鳥取県教育委員会 印

番号  
授与条件  
この免許状は、鳥取県においてのみ効力を有する。

備考 略

様式第21号の2（第27条関係）

（教育職員）特別免許状  
本籍（都道府県名）  
（氏）  
名  
年 月 日生

右の者に教育職員免許法第5条第三項の定めるところにより左記の（教科）（事項）について（教育職員）特別免許状を授与する

記  
年 月 日

鳥取県教育委員会 印

番号  
授与条件  
この免許状は、鳥取県においてのみ効力を有する。

備考 略

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。